

(第3号様式)

雑誌スポンサー制度に関する覚書

北見市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）
とは、北見市立図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌の提供等について、以下のとおり覚書を締結する。

(提供雑誌)

第1条 発注者は、受注者から下記の雑誌の提供を受けるものとする。

	雑誌名	スポンサー期間（提供期間）	概算額（円）
1		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
2		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
3		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
4		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
5		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	

(広告の掲載方法)

第2条 発注者は、受注者から提供を受けた雑誌のカバーの表面、裏面及び雑誌架に受注者の広告を掲載することができる。また受注者が希望する場合、発注者は図書館ホームページ及び図書館だより「オーロラ」へ雑誌スポンサーとして名前を掲載することができる。

なお、受注者は、広告の内容等については事前に発注者に協議するものとする。

(提供の期間)

第3条 受注者が発注者に対して提供する期間は原則として発注者が広告掲出を決定した月の翌月から3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、発注者受注者いずれかの書面による本覚書の解約の意思表示がない場合は、従前の覚書と同一の条件で更新したものとし、その後も同様とする。

2 前項ただし書の更新後の広告の掲出期間は、更新前の広告の掲出期間満了日の翌年の3月31日までとする。

(提供雑誌購入代金の支払い方法)

第4条 本覚書締結後、受注者は、雑誌代金を発注者の指定する納入業者に直接支払うものとする。

2 雑誌購入代金の支払いは、一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に精算するものとする。

3 受注者は、納入業者から支払いの請求があった場合は、指定された期日までに雑誌代金を支払うものとする。

- 4 支払いに必要な一切の経費は、受注者の負担とする。
- 5 受注者が提供する雑誌が休刊及び廃刊となった場合は、発注者と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(広告掲載の責務)

第5条 受注者は、掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 発注者は、市の広告掲載基準第3条に該当する業種又は事業者に係る広告は掲載しない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。また、広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、北見市広告事業実施要綱第6条及び北見市広告掲載基準第4条各項いずれかに該当するものは掲載しない。
- 3 受注者は、掲載しようとする広告内容について、正当な理由がない場合は、広告掲載基準に基づいて発注者が指示する広告の内容への修正・削除等に応じなければならない。
- 4 受注者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを発注者に対し保障するものとする。
- 5 第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決するものとする。

(広告内容の変更)

第6条 受注者は、雑誌に掲示した広告の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の1ヶ月前までに、広告内容の変更届(第4号様式)を発注者に提出し、その広告掲載の可否について発注者の承諾を受けなければならない。

(雑誌の提供中止の届出)

第7条 受注者は、本覚書締結後、スポンサー期間途中での解除はできない。

- 2 受注者は、雑誌の提供を中止しようとするときは、スポンサー期間終了の3ヶ月前までに、雑誌の提供中止届(第5号様式)により発注者に届け出なければならない。

(雑誌スポンサーの取消し)

第8条 発注者は、受注者が本覚書に定める義務を履行しないときは、北見市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第9条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

- 2 発注者は、前項の取消しが決定した場合は、速やかに雑誌スポンサー取消通知書(第6号様式)により、受注者に通知するものとする。
- 3 前項の取扱いに関して、発注者はこれらの処分によって生じた損害の責めを負わないものとする。
- 4 前項の規定により広告の掲出を取消した場合は、すでに納入されている雑誌及びその代金の返還はしない。

(雑誌の所有権)

第9条 受注者より提供された雑誌の所有権は、発注者に帰属するものとする。

(譲渡等の禁止)

第10条 受注者は、雑誌スポンサーとして広告を掲載する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(協議)

第11条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じたときは、発注者及び受注者は、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、発注者受注者記名捺印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

発注者 所在地 北見市大通西2丁目1番地
名 称 北見市
代表者 北見市長 辻 直 孝 印

受注者 所在地
名 称
代表者 印